

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

置戸林産流通加工協同組合連合会

平成 1 9 年 9 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 置戸林産流通加工協同組合連合会の概要

II . 審査経過

III . 置戸林産流通加工協同組合連合会の審査における判定事由書

I 置戸林産流通加工協同組合連合会の概要

1. 申請者名称・所在地 置戸林産流通加工協同組合連合会
理事長 三好 幸市
北海道常呂郡置戸町字境野 8 番地
2. 認定事業体 置戸林産流通加工協同組合連合会
3. 事業内容・業種 製材、木材防腐加工、木材加工、木製品販売、木造建築

4. 沿革・概要

置戸林産流通加工協同組合連合会(以下:同流通連)は、置戸町の置戸地区林産協同組合と新生紀森林組合(置戸町)によって、昭和 58 年に、林産物の加工を事業とする中小企業等協同組合法に基づいて設立された協同組合である。

「地域産出の木材の有効活用を」を合い言葉に、主に地元のカラマツ、トドマツ材を使用した、住宅部材・ログハウス・牛舎・堆肥舎などの建築資材、木柵・四阿・テラスデッキ材などのエクステリア資材、護岸工材・植樹柵・壁面パネル・木製魚道などの土木資材等を、設計から製材・乾燥・加工・組立まで、一貫して行っている。

北海道立林産試験場が標準化した PT 型ハウス(木造トラス)の実用化にいち早く取り組み、牛舎など地域の農業施設木造化のパイオニアとして、地域材の需要拡大に挑戦している。

同流通連が開発したカラマツ間伐材利用の木製ドームハウスは、平成 18 年度間伐材コンクール「暮らしに役立つ間伐材利用部門」で、林野庁長官賞を受賞している。

【木材・木製品の年間取扱実績】

(平成 18 年 5 月 1 日～平成 19 年 4 月 30 日)

建築実績 : 10 棟(牛舎・堆肥舎)

製材使用量 : 約 2,500 m³

【従業員数】

12 名(内 2 級建築士 1 名)

5. 分別・表示管理体制の確立

置戸林産流通加工協同組合連合会(以下:同流通連)は、認証材の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理マニュアル」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材、乾燥、加工及び防腐・塗装、在庫管理の各段階で混在しないよう、部門ごとの「認証材検査員」を設置して、管理にあたる計画を樹立している。

(主な確認資料)

- ・ 置戸林産流通加工協同組合連合会管理体制図
- ・ SGEC 分別・表示管理マニュアル
- ・ 認証林産物の作業工程表
- ・ 分別・表示管理体制—認証材検査員一覧表
- ・ 置戸林産流通加工協同組合連合会経歴書
- ・ 加工場配置図
- ・ 安全作業マニュアル

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 置戸林産流通加工協同組合連合会の審査経過

置戸林産流通加工協同組合連合会の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの
児島裕、野田昭一、の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年7月10日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

8月28日／書類確認及び現地確認

(場 所)

置戸林産流通加工協同組合連合会(事務所・土場・加工所)
木造牛舎(遠軽町)

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕

(出席者)

置戸林産流通加工協同組合連合会
専務理事 宮本 幸雄

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原木の購入、製材から建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同流通連土場及び加工所において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
4. 建築現場における工程管理、使用部材の分別状況・使用状況を確認した。

9月18日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

(主な確認資料)

- ・置戸林産流通加工協同組合連合会管理体制図
- ・SGEC 分別・表示管理マニュアル
- ・認証林産物の作業工程表
- ・認証材検査員一覧表
- ・置戸林産流通加工協同組合連合会経歴書
- ・加工場配置図
- ・安全作業マニュアル

Ⅲ. 置戸林産流通加工協同組合連合会の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「置戸林産流通加工協同組合連合会審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、置戸林産流通加工協同組合連合会は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

置戸林産流通加工協同組合連合会(北海道常呂郡置戸町)は、置戸町の置戸地区林産協同組合と新生紀森林組合(置戸町)によって、昭和 58 年に設立された林産物の加工を事業とする中小企業等協同組合法に基づく協同組合である。

「地域産出の木材の有効活用を」を合い言葉に、主に地元のカラマツ、トドマツ材を使用した、住宅・ログハウス・牛舎・堆肥舎などの建築資材、木柵・四阿・テラスデッキ材などのエクステリア資材、護岸工材・植樹柵・壁面パネル・木製魚道などの土木資材等を、設計から製材・乾燥・加工・組立まで、一貫して行っており、昨年の実績は、牛舎や堆肥舎などの農業施設を中心に 10 棟完工している。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

置戸林産流通加工協同組合連合会(以下:同流通連)は、置戸町の置戸地区林産協同組合と新生紀森林組合(置戸町)によって、昭和 58 年に設立された林産物の加工を事業とする中小企業等協同組合法に基づく協同組合であり、事業目的は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 認定事業体への取組は、近郊の紋別地域における SGEC 森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、紋別地域とは、これまでも継続的な取引関係があるとともに、今後さらに連携を強めていくためのものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

北海道立林産試験場が標準化した PT 型ハウス(木造トラス)の実用化にいち早く取り組み、牛舎など地域の農業施設木造化のパイオニアとして、地域木材の需要拡大に意欲的に挑戦してきており、昨年には、骨組としての木製パネルを接続金物で留めながらドーム型に組み立てるトラス工法を採用した木製ドームハウスを開発し、平成 18 年度間伐材コンクール「暮らしに役立つ間伐材利用」部門で、林野庁長官賞を受賞している。

また、このような取組は、自社のホームページなどを通じて広く PR している。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

同流通連では、認証材の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理マニュアル」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材、乾燥、加工及び防腐・塗装、在庫管理の各段階で混在しないよう、管理責任者及び部門ごとの「認証材検査員」を設置して、管理にあたることとしている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同流通連には、十分な広さの土場があるとともに、管理体制図に基づき、専務理事を「管理責任者」とした分別・表示管理体制を整えている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

「SGEC 分別・表示管理マニュアル」により「管理責任者は年1回、各担当者に教育を行い、記録を教育訓練実施記録表に記入し、保管する」こととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。